

野々市市事業復活緊急支援金 (当初分)

～申請の手引き～

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した市内事業者の事業の継続・回復を緊急に支援するため、
国の事業復活支援金及び石川県事業復活支援金に上乗せした市独自の支援金を交付します。

(申請期限) 令和4年11月30日まで

申請受付期間

令和4年4月1日(金)～令和4年11月30日(水) 当日消印有効

※本支援金は石川県事業復活支援金の入金後に申請してください。

提出方法

申請書類を次の宛先に郵送又は持参してください。

<宛先>

〒921-8510

野々市市三納1丁目1番地

野々市市役所 地域政策部 地域振興課

問合せ先

野々市市役所 地域政策部 地域振興課

電話番号 076-227-6160

メール chiiki@city.nonoichi.lg.jp

HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/37770.html>

1 対象事業者

次のすべてを満たしていること。

○確定申告の納税地が野々市市内である者

※「確定申告の納税地」は、次の書類（直近のもの）で確認してください。

法人：「法人税確定申告書別表一」に記載された納税地

個人事業主：所得税の青色申告決算書又は収支内訳書に記載された代表者
住所

○国の事業復活支援金及び石川県事業復活支援金の支給を受けている者

※両方の支給を受けていることが必要です。

○代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

2 支援金の額

下記の区分に応じた額となります。

売上減少率	法人	個人事業主
50%以上	20万円	10万円
30%以上50%未満	12万円	6万円

※売上減少率の考え方は、国の事業復活支援金と同様です。

※一事業者につき、1回限りの交付となります。また、複数の店舗、事業所を経営している場合であっても、店舗単位ではなく事業者単位での交付となります。

3 申請受付期間

令和4年4月1日（金）～令和4年11月30日（水）当日消印有効

4 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送又は持参してください。

<宛先>

〒921-8510

野々市市三納1丁目1番地

野々市市役所 地域政策部 地域振興課

5 提出書類

1. 交付申請書 様式第1号

2. 誓約書 様式第2号

3. 本人確認書類の写し（次のいずれか1点）
法人：履歴事項全部証明書（6か月以内に発行）、法人の代表者の運転免許証等
個人事業主：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

4. 石川県事業復活支援金の振込先口座の通帳等の写し
次の①及び②の両方必要です。
①金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できる部分の写し
②県支援金の振込日及び振込金額が確認できる部分の写し

5. 次の（1）から（3）の区分に応じた書類
 - （1）納税地、国の事業復活支援金の給付通知書（以下「給付通知書」という。）の住所の両方が野々市市内の場合
 - ・給付通知書（はがき）の写し
 - ※次の①及び②の両方必要です（以下同じ）。
 - ①所在地又は住所及び氏名が確認できる部分の写し
 - ②申請番号、氏名、給付金額及び振込口座が確認できる部分の写し
 - （2）納税地は野々市市内であるが、給付通知書の住所が野々市市外の場合
次の2点の書類
 - ・給付通知書（はがき）の写し
 - ・確定申告書（法人税確定申告書別表第一、所得税確定申告書B（第一表）で税務署の收受印のあるもの。以下同じ。）の写し
 - （3）給付通知書（はがき）の写しを提出できない場合
次の2点の書類
 - ・国の事業復活支援金のマイページ（登録情報及び申請ステータス）の写し
 - ・確定申告書の写し

6 交付の決定・支払

申請書類の審査の結果、支援金の交付を決定したときは、交付決定の日から2週間程度で申請者指定の口座に支援金を振込します（なお、この振込をもって交付決定の通知と代えさせていただきます。）。

申請書類の審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、申請書を受付した日から2週間を目途に不交付決定通知を送付いたします。

7 問合せ先

野々市市役所 地域政策部 地域振興課
電話番号 076-227-6160
メール chiiki@city.nonoichi.lg.jp

8 よくある質問

- Q 1 石川県事業復活支援金の支給を受けていない（申請はすでに行っている）が、支援金の申請はできるのか。
- A 1 申請はできません。国の事業復活支援金、石川県事業復活支援金の両方の支給を受けた後に本支援金の申請をしてください。
- Q 2 申請方法は？
- A 2 申請書類に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して野々市市地域振興課に郵送してください。申請書類等は野々市市のホームページから入手していただくか、次のいずれかの窓口でお受け取りください。
- <申請書類等設置窓口>
- ・ 野々市市役所地域振興課（18番窓口）
 - ・ 野々市市商工会
- Q 3 支援金の申請は、事業者単位か、それとも店舗単位ですることになるのか。
- A 3 事業者単位で申請することとなります。
- Q 4 株式会社以外の法人（一般社団法人、NPO法人等）も対象となるのか。
- A 4 市の要件に合致するのであれば対象となります。
- Q 5 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金や野々市市飲食店時短営業支援金の交付を受けている事業者は、本支援金の対象となるのか。
- A 5 市の要件に合致するのであれば対象となります。

- Q 6 個人事業主で市内で飲食店を営んでいるが、事業主が市外在住の場合対象となるのか。
- A 6 確定申告の納税地が野々市市内であれば対象となります。
- Q 7 複数の店舗を営んでいるが、支援金の額はどうか。
- A 7 支援金は、店舗、事務所数に関係なく、一事業主につき一律の額となります。
- Q 8 確定申告書の写しを提出できない場合はどうすればよいか。
- A 8 納税証明書（その2）を提出してください。取得方法は、国税庁ホームページを確認してください。